

# ホテル又は旅館のバリアフリー客室設置数の基準見直し(案)

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条の政令改正により、**延べ面積2,000㎡以上、かつ50室以上のホテル又は旅館**に義務付けられる、車椅子利用者用客室の設置数(※)について、**客室の総数に対する割合**で定めるよう見直しを行う予定。

2018年8月14日～9月12日 パブリックコメント  
2018年10月中旬 公布予定  
2019年9月1日 施行予定

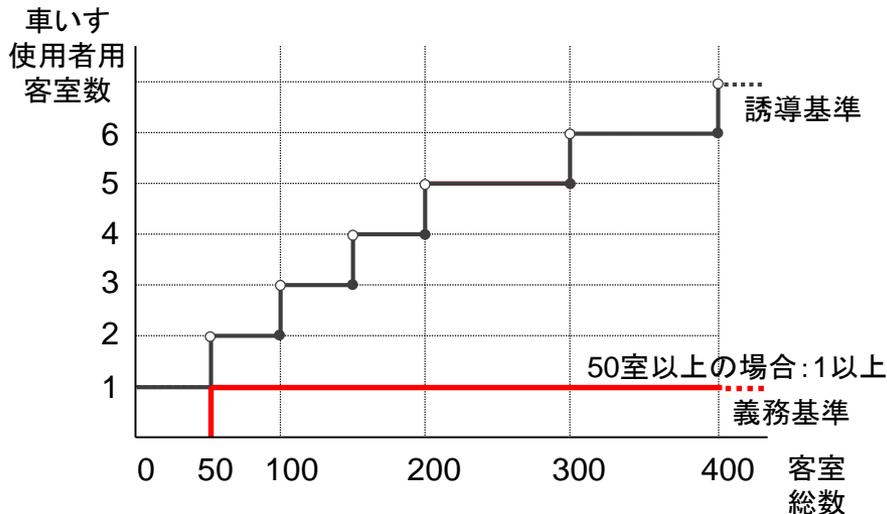
## 割合設定の考え方

### 現行

- 客室の総数が50室以上の場合は、**1以上**の車椅子利用者用客室を設ける

#### 【誘導基準】

客室の総数が200以下の場合、客室の総数の2%以上  
客室の総数が200超の場合、客室の総数の1%+2以上の車いす利用者用客室を設ける

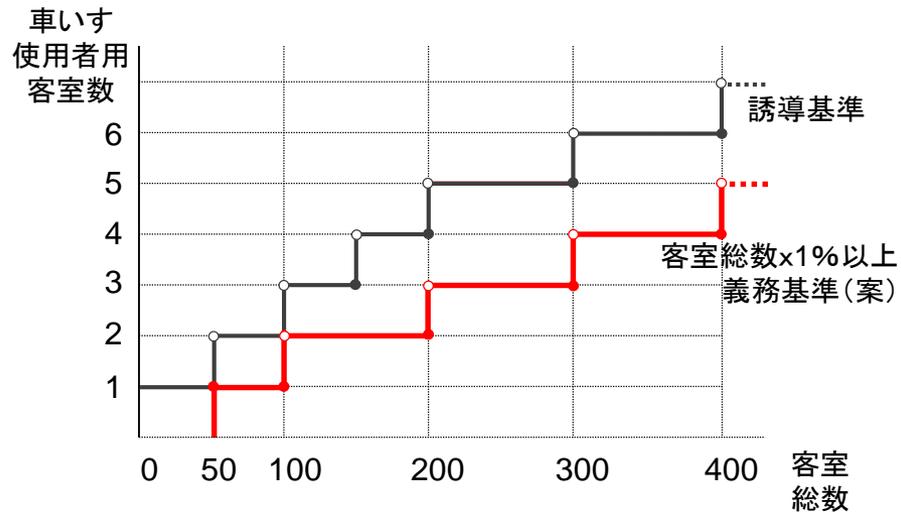


### 改正後

- 客室総数が50室以上の場合は、**客室の総数の1%以上**の車椅子利用者用客室を設ける

#### 【誘導基準】

客室の総数が200以下の場合、客室の総数の2%以上  
客室の総数が200超の場合、客室の総数の1%+2以上の車いす利用者用客室を設ける



※車いす利用者用客室の基準の主な内容

・便所、浴室を含む出入口幅を80cm以上とすること ・戸を設ける場合には、その前後に段差が無いこと ・車いす利用者用便房(手すりや十分な空間の確保等)の設置